

参考条文

（沖縄の振興及び自立的発展 への貢献、产学連携）

◎沖縄科学技術大学院大学学園法（抜粋）
(平成二十一年七月十日法律第七十六号)

施行：令和七年四月一日
最終改正：令和五年法律第二十一号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、沖縄科学技術大学院大学の設置及び運営に関し必要な事項を定めることにより、沖縄（沖縄県の区域をいう。以下同じ。）を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する教育研究の推進を図り、もって沖縄の振興及び自立的発展並びに世界の科学技術の発展に寄与することを目的とする。

第二章 沖縄科学技術大学院大学学園

(学園の目的)

第二条 沖縄科学技術大学院大学学園（以下「学園」という。）は、沖縄において、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三条に規定する大学として沖縄科学技術大学院大学を設置し、当該大学において国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を行うことを目的とする学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。）とする。

(業務)

第三条 学園は、次に掲げる業務を行う。

- 一 沖縄科学技術大学院大学を設置し、これを運営すること。
 - 二 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康に関する相談その他の援助を行うこと。
 - 三 学園以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の学園以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
 - 四 沖縄科学技術大学院大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
 - 五 科学技術に関する研究集会の開催その他の研究者の交流を促進するための業務を行うこと。
 - 六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 学園は、経営内容に関する情報の公開を徹底することにより、業務の運営における透明性を確保するよう努めなければならない。

(事務所)

第四条 学園は、主たる事務所を沖縄県に置くものとする。

(役員等の選任の特例)

第七条 学園の理事に関する私立学校法第三十条第一項の規定の適用については、同項中「私立学校を経営するために必要な知識又は経験及び学校法人の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望」とあるのは、「人格が高潔で、学識が優れ、かつ、学園の業務を適切かつ効果的に運営することができる能力」とする。

2 学園の理事には、私立学校法第三十一条第四項各号に掲げる者のほか、次に掲げる者が含まれなければならない。

- 一 科学技術の発達に関し特に功績顯著な科学者

- 二 沖縄の振興に関して優れた識見を有する者
 - 三 大学の経営に関して高度な知識及び経験を有する者
- 3 学園の理事に関する私立学校法第百四十六条第一項の規定の適用については、同項中「に二人以上含まれなければ」とあるのは、「の過半数を占めなければ」とする。
- 4 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 5 学園の評議員には、私立学校法第六十二条第三項各号に掲げる者のか、次に掲げる者が含まれなければならない。
- 一 沖縄における経済又は社会の実情に精通している者
 - 二 大学の経営における公正性及び透明性の確保に関して優れた識見を有する者
- (事業計画)

第九条 学園は、毎会計年度の開始前に、内閣府令で定めるところにより、その会計年度の事業計画を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の事業計画は、沖縄の振興及び自立的発展に配意されたものであるとともに、沖縄における経済の振興及び社会の開発に関する総合的な計画との調和が保たれるものでなければならない。
- (国及び関係する沖縄の地方公共団体との連携)

第十三条 学園は、沖縄科学技術大学院大学の運営に当たっては、国及び関係する沖縄の地方公共団体と密接な連携を図らなければならない。

◎沖縄科学技術大学院大学学園法施行規則（抜粋）
(平成二十三年内閣府令第五十九号)

施 行：令和七年四月一日
最終改正：令和五年法律第二十一号

沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）第九条第一項、第十二条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、沖縄科学技術大学院大学学園法施行規則を次のように定める。

（事業計画の作成）

第一条 沖縄科学技術大学院大学学園法（以下「法」という。）第九条第一項に規定する事業計画には、次に掲げる事項に関する計画を記載しなければならない。

- 一 沖縄科学技術大学院大学における教育研究に関する事項
- 二 沖縄科学技術大学院大学学園（以下「学園」という。）の業務運営における適切性及び透明性の確保並びにその効率化に関する事項
- 三 学園の財政基盤の強化に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、学園の業務に関する事項

（事業計画の認可の申請）

第二条 学園は、法第九条第一項前段の規定により事業計画の認可を受けようとするときは、事業計画を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して、当該会計年度開始三十日前までに、内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 収支予算書
 - 二 前会計年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書
 - 三 当該会計年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書
 - 四 前三号に掲げるもののほか、事業計画の参考となる書類
- 2 学園は、法第九条第一項後段の規定により事業計画の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に当該変更後の事業計画を添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が前項の規定により当該事業計画の認可を申請するときに添付した同項各号の書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。
- 一 変更しようとする事項
 - 二 変更しようとする年月日
 - 三 変更の理由